

## 東京都立産業技術高等専門学校第9回学生動画コンテスト実施概要

### 1 目的

広報戦略実行プログラムの計画の一つである「ウェブを用いた情報発信の強化」の取組の一つとして、学生目線での学校紹介やキャンパスライフの動画を発信することにより、入学希望者が本校へ興味関心を寄せ、イメージアップにつなげることを目的とする。

### 2 募集期間

2022年10月5日（水）～2023年1月13日（金）

### 3 募集動画

産技高専 PR 動画

（在校生の目線から産技高専の魅力を伝える動画）

ショート動画（30秒程度）or ロング動画（120秒程度）

#### 【内容】

学校紹介（授業・実験の様子、教育研究等）

キャンパスライフ（クラブ活動、行事関係、施設紹介等）

### 4 告知方法

HP トピックスにて周知

HR を通じて学生に周知、教室に掲示

Classroom での発信

併せて応募用紙及びガイドラインを事務室前に配置すると共に HP からダウンロード可能とする。

### 5 賞

最優秀賞 1 点（賞状、図書カード 3,000 円分）

優秀賞 2 点（賞状、図書カード 1,000 円分）

受賞した作品は、公式 YouTube へ掲載し、HP・SNS にて周知し、本校の PR に活用する。

### 6 対象者

本校の在校生

### 7 審査スケジュール

1) 応募締切：2023年1月13日（金）

2) 審査：2023年1月の広報専門部会にて実施

（事前に企画調査係にてガイドラインの基準を満たしているか判断）

3) 表彰及び掲載時期：2023年2月 表彰及びHP等掲載予定

## 8 動画掲載期間

2023年2月上旬～（予定）

## 9 審査基準

審査のポイントは以下のとおりとする。

- 1) オリジナリティのある作品であるか
- 2) コンテストの目的にあった作品であるか
- 3) わかりやすくかつインパクトのある作品であるか
- 4) 本校のイメージ向上につながる作品であるか

## 10 審査員

広報専門部会委員

（副校長、両主事、入試広報室長、入試広報副室長、両管理課長、両庶務係長、  
学生支援・入試担当係長、企画調査係長、広報担当（企画調査係））

## 11 応募方法

応募用紙を記入の上、メディアに保存した動画と併せて管理課事務室に提出  
品川の学生：企画調査係 荒川の学生：教務学生係

## 12 作品に係る権利の取扱い

作品に係る一切の権利は東京都立産業技術高等専門学校が有するものとする。

## 13 注意事項

別紙「東京都立産業技術高等専門学校公式ホームページ及び動画共有サイトに係る動画  
作成のガイドライン（抜粋）」に則り、動画を作成すること。

## 東京都立産業技術高等専門学校学生動画コンテスト応募用紙

年 月 日

ホームページ主管管理者 殿

下記のとおり、動画コンテストへ応募します。

記

タイトル	
再生時間	ショート 秒 ロング 秒
内容	
応募者 (代表者)	コース・クラブ名等： 氏名： 学生No.：
動画に映っている人の 氏名、学生 No.	
動画に映っている人の 承諾.	

## 東京都立産業技術高等専門学校公式ホームページ

### 及び動画共有サイトに係る動画作成のガイドライン（抜粋）

#### 1. 撮影時の注意事項

##### (1) 撮影場所を考慮すること

- ・撮影場所は特に制限を設けませんが、本校以外の私有地で所有者の許可なく撮影することや、他人の迷惑になる場所での撮影は控えること。また、本校のイメージを低下させるような場所での撮影は控えること。
- ・ランドマークとなる建造物（東京タワーや東京スカイツリー等）は撮影しないこと。
- ・その他、撮影にふさわしくない場所での撮影を行わないこと。

##### (2) 他人に迷惑をかける行為

- ・撮影時に大声を出すことや、撮影のため長時間にわたり場所を占拠しているとみなされる行為等、他人に迷惑をかける行為は行わないこと。
- ・動画に写ることを嫌がる人に対し、撮影を行わないこと。
- ・その他、他人に迷惑がかかるような撮影は行わないこと。

##### (3) その他注意すること

- ・企業の製品が特定できるような撮影を控えること。  
例）ペットボトルの製品名が映らないようにする

#### 2. 動画作成時の禁止事項

##### (1) 著作権を侵害するような動画の作成

- ・市販の映像ソフト（DVDソフト等）の映像を使用しているもの。
- ・テレビ番組を録画して使用しているもの。
- ・他人のブログや動画投稿サイトにアップロードされている映像を使用しているもの。
- ・カラオケで歌を唄い録音したものを使用しているもの。
- ・その他、著作権を侵害する恐れのある内容のもの。

##### (2) 肖像権を侵害するような動画の作成

- ・他人の顔や姿を許諾なく勝手に撮影しているもの。
- ・背景として映りこんでいるが、個人が特定できるもの。

- その他、肖像権を侵害する恐れのある内容のもの。

(3) 他人のプライバシーを侵害するような動画の作成

- 許可のない、他人の個人情報（氏名や年齢、住所等）を含んでいるもの。
- 他人の私生活に関する情報を含んだもの。
- その他、プライバシーを侵害する恐れのある内容のもの。

(4) その他、権利侵害等につながるような動画の作成

- 特定の個人の人格や名誉等を傷つける内容のもの。
- アーティストのコンサートの模様を撮影したもの。
- 著名人の写真や映像等を使用しているもの。
- 人種差別や男女差別等、差別行為に該当するもの。また、差別とみなされるもの。
- 誹謗中傷行為。

【問合せ先】

高専品川キャンパス管理課企画調査係  
03-3471-6331（内線 2133）